

改正

昭和45年12月26日条例第45号

昭和46年3月18日条例第6号

昭和47年3月25日条例第14号

昭和49年3月26日条例第7号

昭和50年3月20日条例第5号

昭和51年3月25日条例第3号

昭和52年3月24日条例第5号

昭和53年3月22日条例第8号

昭和54年3月17日条例第6号

昭和55年3月22日条例第5号

昭和56年3月24日条例第4号

昭和61年3月22日条例第9号

昭和63年10月15日条例第26号

平成元年3月24日条例第13号

平成3年3月20日条例第6号

平成5年7月8日条例第26号

平成10年7月28日条例第35号

平成12年7月14日条例第70号

平成12年12月26日条例第90号

平成14年3月29日条例第11号

平成14年10月18日条例第46号

平成18年10月17日条例第43号

平成19年10月16日条例第78号

平成20年3月25日条例第5号

平成21年3月27日条例第23号

平成21年10月23日条例第65号

平成25年12月27日条例第74号

平成27年3月27日条例第20号

平成27年12月28日条例第73号

平成30年3月23日条例第11号

令和2年7月14日条例第34号

令和3年12月28日条例第45号

保健婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例をここに公布する。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例

(目的)

第1条 この条例は、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を確保しようとする県内の地域において将来看護師等の業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって県として必要な看護師等の確保及び充実を図ることを目的とする。

(奨学金の貸付け)

第2条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸し付けることができる。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条又は第22条の規定による文部科学大臣が指定した大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学（同法第108条第2項の大学をいう。次条第1項において同じ。）を除く。）をいう。同項において同じ。）若しくは学校又は都道府県知事が指定した養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、当該養成施設を卒業後知事が別に定める県内の医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所並びに同法第1条の6第1項に規定する介護老人保健施設及び同条第2項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）（以下「県内指定医療機関等」という。）又は県内の訪問看護ステーション（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第2条第1項に規定する指定訪問看護ステーション、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）（以下「県内訪問看護ステーション」という。）において看護師等の業務に従事しようとするもので

あること。

(2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件

2 知事は、毎年度予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸し付ける者を決定するものとする。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金として貸し付ける金額は、次の表に定める額とし、奨学金を貸し付ける期間は、当該養成施設の所定の修学期間とする。

区分		金額	
看護師の養成施設	大学	国公立	月額 45,000円
		私立	月額 54,000円
	短期大学	国公立	月額 45,000円
		私立	月額 53,000円
	大学又は短期大学以外のもの	国公立	月額 45,000円
		私立	月額 53,000円
准看護師の養成施設		月額	30,000円

2 奨学金は、第7条第3項の規定により利息を付する期間を除き、無利子とする。

(貸付けの一時停止)

第4条 知事は、奨学金の貸付けを受けている者が休学し、又は長期にわたって欠席しようとするときは、奨学金の貸付けを一時停止することができる。

(貸付けの再開)

第5条 知事は、前条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止した場合において、当該奨学金の貸付けを一時停止された者が復学し、又は長期にわたる欠席をやめたときは、奨学金の貸付けを再開することができる。

(貸付けの取消し)

第6条 知事は、奨学金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消すことができる。

(1) 第2条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

- (3) 学業の成績又は性行が不良であると認めるとき。
- (4) 病気又は負傷のため養成施設の卒業の見込みがないとき。
- (5) 前条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開が認められないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金を貸し付けることが不相当であると認めるとき。

(償還)

第7条 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、養成施設を卒業したとき又は前条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに、貸付けを受けた奨学金を償還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。第9条第1項において同じ。）の2倍に相当する期間に限り、奨学金を分割して償還させることができる。

3 前2項の規定により償還しなければならない奨学金には、規則で定めるところにより、当該償還することが決定された日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還することが決定された額につき年3.0パーセント以内で知事が定める割合で計算した利息を付するものとする。ただし、県内の医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事している間（次条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている場合において、県内の医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事している間（法第12条第3項又は第4項の規定による看護師免許又は准看護師免許の申請手続中に当該県内の医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて就業し、継続して看護師等の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した間を含む。）を含む。）は、利息を付さないものとする。

4 前項の規定により利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(償還の猶予)

第8条 知事は、借受者が養成施設を卒業した後又は第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を猶予するものとする。ただし、第2号又は第3号の規定に該当する場合において、奨学金の償還を猶予する期間は、当該医療機関等に就業した後2年間を限度とする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事する（法第12条第3項又は第4項の規定による看護師

免許又は准看護師免許の申請手続中に当該県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて就業し、継続して看護師等の業務に従事する場合を含む。)とき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関等以外の医療機関等であつて知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事する(法第12条第3項又は第4項の規定による看護師免許又は准看護師免許の申請手続中に当該医療機関等において就業し、継続して看護師等の業務に従事する場合を含む。)とき。

(3) 第1号の場合において、当該県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関等以外の医療機関等であつて知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事するとき。

(4) 前2号の場合において、当該医療機関等において看護師等の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事するとき。

(5) 第1号から前号までの場合において、借受者が他の養成施設に在学するため、看護師等の業務に従事しなくなったとき。

(6) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、当該卒業後直ちに他の養成施設に在学するとき。

(7) 前2号の場合において、当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した後直ちに、又は当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した日から1年以内に県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の償還を猶予することが適当であると認めたとき。

(償還の免除)

第9条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事した期間(法第12条第3項又は第4項の規定による看護師免許又は准看護師免許の申請手続中に当該県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて就業し、継続して看護師等の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した期間を含む。第3号において同じ。)が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当

する期間に達したとき。

(2) 前条第2号又は第3号の県内指定医療機関等以外の医療機関等であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事する者が、当該医療機関等に就業した後2年以内に当該医療機関等において看護師等の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事する場合において、当該県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事した期間（同号の県内指定医療機関等以外の医療機関等であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事する者にあつては、当該期間と当該やめた県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事した期間とを通算した期間）が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(3) 前条第5号又は第6号の他の養成施設に在学する者が、当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した後直ちに、又は当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した日から1年以内に県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事した期間が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(4) 養成施設に在学する期間又は前3号の業務に継続して従事する期間中に死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき。

2 知事は、前条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている借受者が、前項第1号から第3号までの業務に継続して従事する期間中に県内指定医療機関等及び県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなったときは、規則で定めるところにより、奨学金の一部の償還を免除することができる。

3 知事は、前2項に規定する場合のほか、奨学金の償還を免除することが適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(延滞利子)

第10条 借受者が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき奨学金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利子を計算する場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

(延滞利子の割合の特例)

2 当分の間、第10条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞利子特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞利子特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(昭和45年12月26日条例第45号抄)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第12条 第2条から前条までの規定による改正後の条例の規定に定める延滞金又は延滞利子の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

付 則 (昭和45年12月26日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 第4条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、昭和45年12月31日以前の期間に対応する延滞金又は延滞利子の額の計算については、なお従前の例による。

付 則 (昭和46年3月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日以降に高知県立准看護婦養成所に入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和47年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条の規定は、昭和47年4月1日以後に養成施設に入学又は入所す

る者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年3月26日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、昭和49年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月20日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例第3条の規定は、昭和50年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月25日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の保健婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定に基づく奨学金の貸付けその他の行為は、この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例（以下「新条例」という。）の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 新条例第3条の規定は、昭和51年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月24日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例第3条の規定は、昭和52年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月22日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例第3条の規定は、昭和53年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月17日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例第3条の規定は、昭和54年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月22日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、昭和55年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月24日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、昭和56年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前

に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月22日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、昭和61年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年10月15日条例第26号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例（次項において「新条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、昭和63年4月1日以後に養成施設に入学又は入所した者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月24日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、平成元年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付けについて適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、平成3年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者に対する奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成5年7月8日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例の規定は、平成5年4月1日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の償還については、なお従前の例による。

附 則（平成10年7月28日条例第35号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成10年4月1日以後に奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成12年7月14日条例第70号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成12年4月1日以後に奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日条例第90号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成14年3月29日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月18日条例第46号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の保健師、助産師、看護師等養成奨

学金貸付け条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成14年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、平成14年4月1日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月17日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、平成19年4月1日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。ただし、同日前に奨学金の貸付けを決定した者のうち、当該者からの申込みに基づき新条例第3条第2項の規定により同条第1項の表に定める金額の奨学金の貸付けを決定する者にあつては、この条例による改正前の保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例の規定により貸し付けた奨学金（この項の規定によりなお従前の例によるものとして同条例の規定により貸し付ける奨学金を含む。）及び同日以後に新条例の規定により貸し付ける奨学金の償還については、新条例の規定を適用する。

附 則（平成19年10月16日条例第78号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成19年12月規則第137号で、同19年12月26日から施行）

附 則（平成20年3月25日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及

び償還について適用し、施行日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月23日条例第65号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第74号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項、第2条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例付則第2項、第3条の規定による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例付則第5項、第4条の規定による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例付則第5項、第5条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例付則第2項、第6条の規定による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例付則第2項及び第7条の規定による改正後の高知県工業用水道条例付則第2項の規定は、延滞金、延滞利子及び延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第20号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第73号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。ただし、同日前に奨学金の貸付けを決定した者であって、同日において新条例第2条第1項第1号に規定する養成施設に在学しているもののうち、当該者からの申出に基づき新条例の規定を適用することとする者にあつては、この条例による改正前の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の規定により貸し付けた奨学金及び同日以後に新条例の規定により貸し付ける奨学金の償還については、新条例の規定を適用する。

附 則（平成30年3月23日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月14日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年12月28日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）